

保護者各位

本部町教育委員会
教育長 知念 正昭
(公印省略)

新型コロナウイルスに対する不安で学校を休む幼児児童生徒の対応について

平素より本町の教育のご理解をいただき誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染拡大に伴う県の緊急事態宣言が、9月30日(木)に解除され、県独自の感染拡大抑止期間へ移行することが決定しました。これを受け、本部町の感染状況も見極めながら、段階的に学校生活も感染対策等を継続したうえで平常時へと戻していきたいと思っております。その中で、「新型コロナウイルスに対する不安で休む幼児児童生徒」に対する対応を下記の通りと致します。保護者の皆様へは、内容を確認していただいた上、ご理解をお願い致します。

記

1. 県独自の感染拡大抑止期間（10月中の予定）における出席の扱いについて
新型コロナウイルスに対する不安で休む場合は、出席停止とする。
2. 県独自の感染拡大抑止期間が終了した後（11月からの予定）の出席の扱いについて
新型コロナウイルスに対する不安で休む場合は、まずは、保護者の方から欠席させたい事情を学校へお伝えして頂き、その事情が、合理的な理由があると校長が判断する場合は、出席停止となります。

【合理的な理由の例】

- ①本人に発熱などの風邪症状がある。
- ②同居家族に発熱などの風邪症状がある。
- ③同じ学校に陽性者がおり、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいる。
- ④同じ学校に陽性者がおり、本人に基礎疾患がある。
- ⑤同じ学校において学級閉鎖を実施しているなど感染者が増加する可能性がある場合。

※上記の対応につきましては、感染状況次第で変更になる可能性があります。